

八尾市建設工事等競争入札参加資格審査申請書提出要領（業務）【令和８年度新規登録受付用】

令和８・９年度における八尾市建設工事等競争入札参加資格審査申請の令和８年度新規登録受付を下記の要領により行う（市役所分・市立病院分の受付を一元化して行う。）。

なお、令和７年度八尾市建設工事等競争入札参加資格者名簿の登録業者は、新規登録申請は不要。

記

１．受付対象業種（業務）

業 種	主な業務内容	コード
測量業務	測量一般、地図の調整、航空測量	５１
建築関係建設コンサルタント業務	建築一般、建築設備設計、工事監理	５２
土木関係建設コンサルタント業務	河川、砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、電力土木、道路、鉄道、上水道及び工業用水道、下水道、農業土木、森林土木、水産土木、廃棄物、造園、都市計画及び地方計画、地質、土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設環境、機械、電気電子	５３
地質調査業務	地質調査	５４
補償コンサルタント業務	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業補償・特殊補償、事業損失、補償関連、総合補償	５５

２．資格要件

申請者は、次の各号に掲げる事項にすべて該当していること。

- （１） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。
- （２） 営業について必要となる登録等を受けていること。
- （３） 法人税又は所得税、消費税及び地方消費税、法人市民税又は住民税並びに固定資産税を滞納していないこと。
- （４） 八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- （５） 前各号の他、本提出要領を全て確認した者であること。

３．市内業者の定義

市内業者とは、次のすべての条件を満たすものをいう。

ア 法人にあっては、八尾市内に登記簿上の本店があるもの。個人にあっては、八尾市内に住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）による住所を有しているもの。

イ 各業種の登録において、主たる営業所（建築関係建設コンサルタント業務においては本社・本店）の所在地又は住所が八尾市内であること。

ウ 八尾市に法人市民税又は住民税の納税義務のあるもの。

4. 申請業種

申請できる業種の数、工事と業務を併せて2業種以内。ただし、市内業者は、5業種以内。

※工事と業務を併せて申請する場合は、希望順位を記入すること。

5. 受付期間

令和7年11月4日（火）から令和7年12月19日（金）まで **当日消印有効**

6. 申請方法

次の(1)及び(2)の手順により、令和7年12月19日（金）までに、以下の手続きのすべてを行うこと。

- (1) インターネットを利用して、八尾市業者登録受付システム（以下「システム」という。）にアクセス ⇒ 「申請者整理票（業務）」に必要事項を入力 ⇒ 「申請者整理票（業務）」をシステムに登録。

システムの操作方法については、「本市ホームページ」－「産業・ビジネス」－「入札・契約」－「入札参加資格」－「競争入札参加資格申請」－「令和8年度八尾市建設工事等競争入札参加資格審査申請について（建設工事及び工事関連業務）」内にある「操作マニュアル」及び「申請者整理票の入力方法及び注意点（業務）」を参照。

- (2) 「申請者整理票（業務）」をシステムに登録後、[9. 提出書類]に示す書類を、P5「書類の綴じ方（イメージ）」を参照のうえ準備し、これら全てを封筒に入れ、郵送（一般書留郵便、簡易書留郵便又はレターパックプラスに限る。）で提出すること。なお、封筒の表面（宛名面）には宛先シートを貼付すること。貼付しない場合はその内容を封筒の表面に記載すること。

■提出先■

〒581-0003 八尾市本町一丁目1番1号
八尾市 総務部 契約検査課 契約係（工事担当）

※必ず受付期間内に提出すること。

※窓口直接持参しないこと。

システムへのアクセス方法

「八尾市業者登録受付システム」

https://e-bid.nyusatsu.ebid-osaka.jp/shin/start.do?KIKAN_NO=0212&BUKYOKU_NO=01

「本市ホームページ」－「産業・ビジネス」－「入札・契約」－「入札参加資格」－「競争入札参加資格申請」－「令和8年度八尾市建設工事等競争入札参加資格審査申請について（建設工事及び工事関連業務）」－「八尾市業者登録受付システムへ」からアクセス。

インターネットの環境が整っていない場合など、システムにアクセスできない場合は、契約検査課 契約係（工事担当）まで連絡すること。

7. 問合せ先

◆システム利用（操作）に関する問合せ先

「電子入札システムコールセンター」

T E L : 0 1 2 0 - 3 3 2 - 6 3 8 （平日 9 時から 17 時まで）

e-mail : info-nyusatsu@ebid-osaka.jp

◆手続に関する問合せ先

「八尾市 総務部 契約検査課 契約係（工事担当）」

T E L : (直通) 0 7 2 - 9 2 4 - 3 8 3 4

（平日 8 時 45 分から 12 時 00 分まで、12 時 45 分から 17 時 15 分まで）

F A X : 0 7 2 - 9 9 6 - 1 9 9 3

e-mail : shinseik89faq@city.yao.osaka.jp

8. 資格有効期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

9. 提出書類

「○＝必ず提出」、「△＝該当者のみ提出」

No.	提出書類	様式		提出	参照
-	宛先シート	指定様式	-	○	P 5
-	フラットファイル			○	
-	提出書類チェックリスト（業務）			○	
1	八尾市建設工事等競争入札参加資格審査申請書（業務）【令和8年度新規登録受付用】	様式1（業務新規）	原本	○	P 6
2-1	登録証明関係 （測量業務・建築関係建設コンサルタント業務）	官公署発行 ※財務諸表のみ自由様式可	写し可	○	
2-2	登録証明関係 （土木関係建設コンサルタント業務・地質調査業務・補償コンサルタント業務）	官公署発行		○	
3	登記簿謄本又は住民票				
4	印鑑証明書				
5	使用印鑑届兼委任状	様式2	原本	○	P 7
6	暴力団排除に係る誓約書	様式3		○	
7	国税納税証明書	官公署発行	写し可	○	P 8
8	市税納税証明書 【法人市民税又は住民税】 【固定資産税※納税義務がある場合のみ要提出】			○	
9	直前2年分の業務経歴書 ※申請業種に関する経歴に限り提出すること。	様式10 ※申請者が独自で作成したものでも可	原本	○	
10	申請者整理票（申請者データ）	システムに登録及び 紙ベースでも提出		○	P 9
11	八尾市電子入札等パスワード登録申請書	様式7	原本	○	
12	外字（ガイジ）届	様式8		△	
13	資本関係・人的関係調書 ※資本関係・人的関係が有る場合のみ要提出	様式9		△	
14	申請書受領確認書（返信用はがき）	様式11（業務新規）		△	
15	相手方登録申請書（口座振込依頼書）	指定様式	原本	△	

10. 提出書類作成上の注意事項

○宛先シート

封筒の表面に貼付すること。貼付しない場合はその内容を封筒の表面に記載すること。

○フラットファイル

ア A4（タテ）サイズ左綴じの紙製のもの（色の指定はなし。）。

イ 表紙・背表紙には商号又は名称を記入すること（下イメージ図参照）。

[9. 提出書類]に示す書類（No.1～9）に穴を開け、番号順に綴じること。

※No.10～14は、ファイルに綴じないこと。

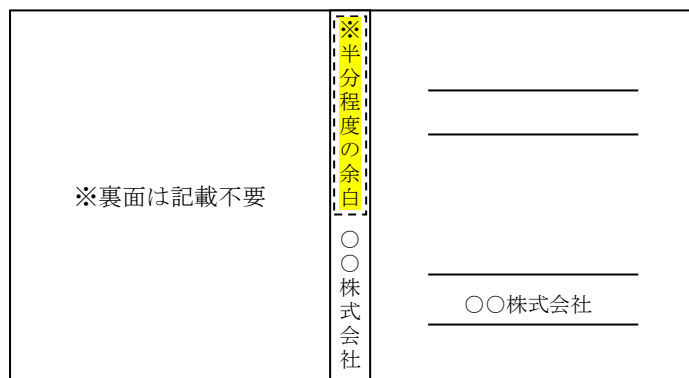
○提出書類チェックリスト（業務）

ア 提出書類を郵送する前に、本チェックリストで書類の確認をすること。

イ 記入後、ファイルの中面左側に、貼り付けて提出すること（下イメージ図参照）。

■書類の綴じ方（イメージ）■

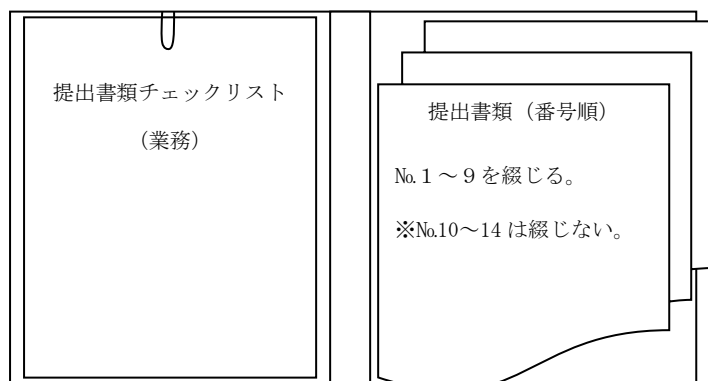
○フラットファイル表面



表紙及び背表紙に商号又は名称を記入すること。裏面の記載は必要なし。

※背表紙は、上半分程度の余白を空けておくこと。

○フラットファイル中面



右側には、
No.1～9の提出書類を番号順に綴じること。

※その他の提出書類は、綴じずに封筒に入れて郵送すること。

左側には、
「提出書類チェックリスト（業務）」
を貼り付けること。

No. 1 「八尾市建設工事等競争入札参加資格審査申請書（業務）【令和 8 年度新規登録受付用】」

※記載例を参考にし、漏れなく記入すること。また、申請書に入力した項目はその他書類にデータを反映させているため、間違いのないよう入力すること。

ア 申請者は、本社・本店の代表者であること。

イ 印鑑は、代表者の実印（提出する印鑑証明書と同じもの）を押印すること。

ウ 所在地について、登記簿上の住所と実際の住所が異なる場合は、実際の住所の上（郵便番号の上）に登記簿上の住所を（ ）書きで記入すること。

エ 申請する業種については、希望順に記入すること。

オ 「従業員数」欄には、申請時において事業に従事している会社全体の従業員数（代表者・役員も含む。）を記入すること。

No. 2 - 1 「登録証明関係（測量業務・建築関係建設コンサルタント業務）」

業種	必要な書類	備考
測量業務	登録証明書	令和 7 年 8 月 4 日以降に発行されたもの
	直前 1 年分の財務に関する報告書（測量法第 55 条の 8 の規定に基づく書類）の写し	国土交通省に提出した報告書の写しを全て提出すること。
建築関係建設コンサルタント業務	登録証明書	令和 7 年 8 月 4 日以降に発行されたもの （※契約先が支社・支店等の場合は、申請者（本社・本店）の登録証明書も提出すること。）
	直前 1 年分の財務諸表	法人の場合 ・直前 1 年分の貸借対照表、損益計算書 個人の場合 ・直前 1 年分の貸借対照表、損益計算書（税務署に提出した所得税の確定申告書（申告書 B）の写しでも可）
	直前 1 年分の設計等の業務に関する報告書（建築士法第 23 条の 6、同法施行規則第 20 条の 3 に基づく書類）の写し	（第一面）表紙 （第二面）業務の実績 （第三面）所属建築士名簿 上記書類の写しのみを提出すること

※登録機関申請後 1 年を満たず、「財務に関する報告書」又は「設計等の業務に関する報告書」がない場合は、登録機関に提出した登録申請書の写し（受付印のあるもの）を提出すること。

No. 2 - 2 「登録証明関係（土木関係建設コンサルタント業務・地質調査業務・補償コンサルタント業務）」

業種	必要な書類	備考
土木関係建設コンサルタント業務	直前1年分の現況報告書	国土交通省の確認印を受けた副本の写しを提出すること。 ※申請業種に関する現況報告書のみを提出すること。
地質調査業務	※登録更新手続き中の場合は、国土交通省の受付印を受けた更新届の表紙の写しを合わせて提出すること。	
補償コンサルタント業務		

※登録機関申請後 1 年を満たず、各業種の「現況報告書」がない場合は、登録機関に提出した登録申請書の写し（受付印のあるもの）及び登録通知書の写しを提出すること。

No.3 「登記簿謄本」又は「住民票」（令和7年8月4日以降に発行されたもの）

区分	必要な書類	発行場所
法人の場合	商業登記簿謄本 (現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書)	法務局
個人の場合	代表者個人の住民票の写し ※マイナンバーが記載されていないもの	市区町村役場

No.4 「印鑑証明書」（令和7年8月4日以降に発行されたもの）

区分	必要な書類	発行場所
法人の場合	印鑑証明書	法務局
個人の場合	印鑑登録証明書	市区町村役場

No.5 「使用印鑑届兼委任状」

- ア 入札・見積への参加、契約の締結及び請負代金の受領等の取引行為に使用する印鑑を押印して提出すること。
- イ 実印を使用印とする場合も、使用印の欄に実印を押印して提出すること。
※社印を使用印とすることは可。
- ウ 代理人（受任者）を選任する場合は「受任者」欄を記入すること。なお、委任期間は、資格有効期間と同じとする。

No.6 「暴力団排除に係る誓約書」

八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）に基づき、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者でない旨の誓約書を提出すること。

内容については「本市ホームページ」－「産業・ビジネス」－「入札・契約」－「入札・契約関係条例・要綱等」－「八尾市契約関係暴力団排除対策【契約検査課】」を参照。

No.7 「国税納税証明書」（令和7年8月4日以降に発行されたもの）

区分	必要な納税証明書	発行場所
法人の場合	法人税・消費税及び地方消費税（様式その3の3）	税務署
個人の場合	所得税・消費税及び地方消費税（様式その3の2）	税務署

- ア 国税電子申告・納税システム（e-Tax）による電子納税証明書での提出も可とする。
- イ 納期限未到来分があるものを除き、納期限到来分について完納した証明が必要。なお、納期限未到来分について、その納期限が本申請期間中の場合、再度提出を求めることがある。
- ウ 納期限到来分について未納（分納を含む。）がある場合、失格となる。
- エ 非課税の場合は、非課税証明書を提出すること。

国税庁ホームページ

- ・納税証明書の交付請求について

https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm

- ・電子納税証明書（電子ファイル）について

<https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei1.htm>

No.8 「市税納税証明書（法人市民税又は住民税及び固定資産税）」

ア 原則、滞納のない証明書（令和7年8月4日以降に発行されたもの）を提出すること。

イ 本市との契約を、本社・本店名義で締結する場合は、本社・本店の所在地の市区町村にて発行されたものに限る。また、支社・支店名義で締結する場合は、支社・支店の所在地の市区町村にて発行されたものに限る。

ウ 所在地の市区町村により滞納のない証明書が発行されない場合は、以下(1)及び(2)の納税証明書を提出すること。（(2)については、固定資産税の納税義務者のみ。）

(1) 市税納税証明書（法人市民税又は住民税）（令和7年8月4日以降に発行されたもの）

区分	必要な納税証明書	発行場所
法人の場合	法人市民税（直近1事業年度分）	市区町村役場
個人の場合	住民税（令和6年度分）	市区町村役場

ア 法人市民税（直近1事業年度分）について、事業年度の変更により1事業年度が12月に満たない場合は、期間が合計12月以上となるよう複数年度分提出すること。

イ 納期限未到来分がある場合でも、納期限到来分について完納した証明書を提出すること。

ウ 納期限到来分について未納（分納を含む。）がある場合、失格となる。

エ 非課税の場合は、非課税証明書を提出すること。

(2) 市税納税証明書（固定資産税）（令和7年8月4日以降に発行されたもの）

区分	必要な納税証明書	発行場所
法人の場合	土地家屋にかかる固定資産税(令和6年度分) 償却資産にかかる固定資産税(令和6年度分)	市区町村役場
個人の場合		

ア 納税義務がある場合に限り提出が必要。

※納税義務の有無については、No.1申請書の④欄にチェックをすること。

イ 納期限未到来分がある場合でも、納期限到来分について完納した証明書を提出すること。

ウ 納期限到来分について未納（分納を含む。）がある場合、失格となる。

No.9 「直前2年分の業務経歴書」※申請業種に関する業務経歴書のみを提出すること。

ア 直前2年間の主な完成業務又は直前2年間に着手した主な未完成業務について20件程度、申請する業種別に記入すること。

イ 原則として、官公庁発注業務を中心に、できるだけ業務内容がわかるように経歴を記入する

こと。

No.10 「申請者整理票」(申請者データ)

インターネットを利用して、システムにアクセスし、取得した「申請者整理票」に必要事項を入力し、システムに登録すること。また、「申請者整理票」を印刷し、郵送書類に同封のうえ提出すること。(詳細については、[6. 申請方法]を参照。)

No.11 「八尾市電子入札等パスワード登録申請書」

八尾市電子入札システムに使用する電子認証カード(ＩＣカード)の利用者登録時及び八尾市建設工事等業者登録受付システムの変更・更新時に使用するパスワードを記入して提出すること。

No.12 「外字(ガイジ)届」

申請者や受任者の所在地・商号又は名称・職氏名の文字に、外字(申請者整理票に入力できない文字)がある場合は、代用する当て字を記入して提出すること。

(例)「高」⇒「髙」、「崎」⇒「崎」、「吉」の「士」の部分「土」であることなど、システムで文字入力ができない場合は「当て字」で入力し、外字届には外字を手書きで記入の上、提出すること。

No.13 「資本関係・人的関係調書」

ア No. 1 申請書の⑤欄の有無にチェックをすること。

イ 他の八尾市建設工事等競争入札参加資格者間において資本関係(親会社又は子会社)・人的関係(役員の兼務)がある場合は、資本関係・人的関係調書を提出すること。

※入札時における資本関係・人的関係の取扱いについては、建設工事等競争入札心得など当該入札に係る資料を適宜確認すること。

No.14 「申請書受領確認書(返信用はがき)」

はがき表面(宛名面)には商号又は名称及び所在地を記入の上、85 円分の切手を貼り付け、はがき裏面には指定様式中の「申請書受領確認書」を必ず転写、又は、貼り付けて提出すること。

なお、宛名は行政書士等のものでも可とするが、その際は申請者名(商号又は名称)が分かるように記載すること。

No.15 「相手方登録申請書(口座振込依頼書)【指定様式】※該当者のみ

市からの支払金の振込先銀行口座等を届け出するもので、市と取り引きしている場合には会計事務上必要な書類であるため、相手方登録申請をまだ行っていない場合は提出すること。

なお、No. 5 「使用印鑑届兼委任状」で代理人(受任者)を選任している場合は、受任者名で提出すること。

ただし、市立病院又は下水道部の発注案件を受注した場合は、別途提出が必要。

1 1. 申請にあたっての注意事項

(1) 以下の項目に該当するものは、申請を無効とする。

ア 受付期間後に到達した場合

イ 代表者が同一である個人及び法人が重複して申請した場合(ただし、申請する業種が異なり、

かつ、その合計が2業種（市内業者は5業種）以内である場合又は事業協同組合で申請する場合等を除く。）

ウ 指定の方法以外の方法で申請した場合

- (2) 各証明書類については、発行官公署の証明日が令和7年8月4日以降であること。なお、鮮明なものであれば、写しでも可とする。
- (3) 年度途中での業種の変更及び希望順位の変更は一切認めない。
- (4) 事業協同組合で申請する場合は、[9. 提出書類] 以外に定款、役員名簿及び組合員全員の名簿を提出すること。

12. その他の注意事項

(1) 資格審査について

ア 提出書類に関し、虚偽の申請や重要な事項について記載がない等、不備がある場合は、失格となることがある。

イ 資格審査に際し、問い合わせや別途資料の提出を求めることがあるため、提出書類チェックリストの申請書担当者欄には本申請についての問い合わせに対応できる者を記入すること。申請内容について確認事項がある又は提出書類に不備がある場合に、申請書担当者がこちらからの問い合わせに早急に対応しない場合、失格となることがある。

(2) 審査結果について

令和8年4月1日以降に、[令和8年度八尾市建設工事等競争入札参加資格者名簿]を本市情報公開コーナー及び本市ホームページで公開し、その掲載をもって審査結果の通知に代える。

(3) 指名等について

審査の結果、有資格者となっても、資格有効期間中に指名等がない場合がある。

(4) 提出書類等について

審査の結果に関わらず、提出された書類は一切返却しない。

(5) 変更届の提出について

申請内容に変更が生じた場合は、本市ホームページを参照して遅滞なく変更届を提出すること。変更届を提出せずに行った入札等は無効となり、入札参加停止措置の対象となることがある。

(6) 契約締結時について

契約を締結した時には、必ず労災保険の成立証明書等の提出が必要となる。

(7) メールアドレスについて

指名競争入札の指名連絡及び入札情報の緊急連絡等は電子メールで行う。

このため、[6. 申請方法]におけるシステム登録時には必ずメールアドレスの登録を行うこと。

また、当該メールアドレスを変更する場合は、速やかに変更届を提出すること。

(8) 電子入札システムの利用者登録について

令和8年4月1日以降の競争入札参加資格者名簿に登載された者で、電子入札発注案件に参加する者は、事前に電子認証カード（IC カード）を本市電子入札システムへ利用者登録する必要がある。

以上